

野木町マスコットキャラクター「のぎのん」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野木町のマスコットキャラクター「のぎのん」(以下「キャラクター」という。)のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「キャラクターデザイン」とは、町が定めたキャラクターの基本デザイン(別図)及び町が別に定める展開デザインのことをいう。

(使用承認の申請等)

第3条 キャラクターデザインを使用しようとする者は、あらかじめ野木町マスコットキャラクター「のぎのん」使用承認申請書(別記様式第1号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、非営利目的であり、次の各号のいずれかに該当するときは、使用届出書(別記様式第2号)の提出により使用とすることができる。

- (1) 国、県、町及びその外郭団体が使用するとき。
- (2) 町内の学校、保育園、幼稚園等が教育又は保育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が使用を適当と認めたとき。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターデザインの使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 野木町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長がその使用について不適當であると認めたとき。

3 前項の承認は、野木町マスコットキャラクター「のぎのん」使用承認(不承認)通知書(別記様式第3号)により行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 キャラクターデザインの使用承認を受けた者(以下「使用者」という)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途のみに使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) キャラクターデザインを用いた商標及び意匠登録を行わないこと。
- (4) 野木町マスコットキャラクター「のぎのん」との表記を付すること。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合には、「のぎのん」または、愛称「のん

ちゃん」の表記をもって代えることができる。なお、町長が認めた場合はこの限りでない。

(5) キャラクターデザインの使用した物件が完成したときは、速やかに野木町マスコットキャラクター使用報告書（別記様式第4号）に完成品を添えて町長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難な物件については、その写真をもって完成品の提出に代えることができるものとする。

（承認内容の変更申請）

第5条 使用者が、使用承認の内容について変更しようとするときは、野木町マスコットキャラクター「のぎのん」使用承認変更申請書（別記様式第5号）によりあらかじめ町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の変更承認（不承認）は、野木町マスコットキャラクター「のぎのん」使用承認（不承認）変更通知書（別記様式第6号）により申請者に通知する。

（使用承認の取消し）

第6条 町長は、使用者がこの要綱に違反していると認められるとき又は虚偽の使用申請が判明したときは、使用承認を取り消すことができる。

2 町長は、前項の取消しによって生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターデザインの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

別図

